

1. 避難行動・避難生活

【県の方針】

- ・「自らの命は自らが守る」意識の徹底、正しい避難行動の周知
- ・避難所での良好な生活環境等の確保

【具体的な内容】

①避難行動

○正しい避難行動のあり方を周知し、安全かつ確実な避難行動を実現する。

- ・「避難」＝避難所へ行くことではなく、命を守る行動全般が避難行動であり、住民が「避難」という言葉の意味を正しく理解し、命を守る正しい避難行動ができるよう周知啓発を行う。

○防災意識の向上により住民主体の避難行動を実現する。

- ・住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、住民の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間お互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。

②避難生活（避難所・福祉避難所等）

○避難生活における二次被害を防ぐため、良好な生活環境を確保する。

- ・避難生活を快適に維持するエアコン、シャワー等の整備、高齢者や障害者等にも配慮したバリアフリー（スロープ・多目的トイレ等）、備蓄物資（紙おむつ・口腔ケア用品等）等のきめ細やかな対応を推進する。

○安心・安全な避難生活を実現するための取組強化

- ・避難所の設営や運営において、女性の視点を幅広く取り入れて、女性にも過ごしやすい環境を維持する。
- ・避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保（間仕切りカーテン等）や盗難等の犯罪抑止対策を図る。

2. 情報発信・リスクコミュニケーション

【県の方針】

- ・受け手への伝わりやすさを重視した情報発信の実現
- ・地域の災害リスクの周知を徹底し、「地域の防災力」の向上を図る

【具体的な内容】

○危険の逼迫感を伝え、避難行動に直結させる、受け手へ伝わりやすい情報発信を行う。

- ・5段階の警戒レベルでの防災情報の提供により、受け手側が直感的に理解しやすい情報発信を行い、住民の自発的な避難判断等を促す。
- ・危険の切迫性に応じて、避難勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

○地域の災害リスクを住民に周知し、早期避難の重要性の理解を得る。

- ・ハザードマップを配布するだけでなく、その意味・活用方法等を周知し、地域の災害リスク情報を確実に住民に伝える。
- ・地域での過去の災害・自然条件（災害石碑・地形）を学ぶ、防災教育・啓発を実施し、地域住民への災害リスクの周知、防災意識の向上を図る。

3. 要配慮者

【県の方針】

- ・関係機関の連携による要配慮者への的確・迅速な対応の実現

【具体的な内容】

①高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等

○関係機関の連携強化により要配慮者へのきめ細やかな対応を行う。

- ・保健医療調整本部と災害対策本部（防災）の連携や、福祉と保健医療の連携など、ヨコの連携強化を図り、被災者や要配慮者の状況を把握し、迅速に支援を行う体制を整備する。
- ・要配慮者の特性に配慮し、市町村や防災関係機関、福祉関係機関と連携のうえ、適切な対応を行う。
- ・「奈良県災害派遣福祉チーム（DWAT）」を創設し、要配慮者への支援体制を整える。

○ひとりでは避難が難しい要配慮者の安全かつ確実な避難行動を支援するための取組を強化する。

- ・災害時に正しい避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を助け合える地域の避難体制の強化を図る。
- ・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における、避難確保計画作成及び避難訓練実施を支援し、迅速な避難行動を実現する。

②外国人（訪日外国人、在住外国人）

○災害の知識や経験がそれぞれ異なる外国人への防災啓発や情報発信を実施する。

- ・災害発生時に外国人が落ち着いて行動し、安全が確保できるよう、災害と発生時の行動に関する情報を多言語で提供する。

○災害発生時に外国人を支援するため、自治体及び関係機関が連携した支援体制を構築する。

- ・外国人が多く訪れる駅、観光案内所、観光施設、宿泊施設等での災害関連情報の提供について、連携する。
- ・関西広域連合による府県を超えた情報発信・共有を行い、外国人に広域情報を提供する。
- ・外国人専用の福祉避難所となる外国人観光客交流館「奈良県猿沢イン」において外国人旅行者への災害情報の提供や帰国支援等の体制を構築する。
- ・外国人の被災状況等により「災害時多言語支援センター」を設置するなど、通訳・翻訳ボランティア等の協力を得ながら、災害情報等を多言語で発信するなどの必要な支援を行う。

4. 救急救助・医療

【県の方針】

- ・大規模災害に備えた広域医療連携体制の構築
- ・災害関連死を防ぐ被災者ケアの支援強化

【具体的な内容】

○大規模災害に備えた、近隣医療機関及び関係機関等との連携を行う。

- ・災害派遣医療チーム（DMAT）や災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の構成員の人材育成及び資質の維持向上に努める。
- ・災害時に多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、患者の積極的な受け入れや搬送などの協力体制をより強固にするよう促進する。

○避難所や家庭における被災者の健康維持に努める。

- ・避難の長期化に伴う生活機能低下や災害関連死を防止するため、在宅避難者についての情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。
- ・被災者支援に当たっては、保健・医療従事者だけでなく、NPOやボランティア団体等とも協力して実施する。
- ・避難所や家庭における被災者の心のケア対策に関する支援を行う（見守りや相談支援、中長期的なケアの実施等）。

5. 防災拠点

【県の方針】

- ・大規模災害発生時に救助・救援の拠点となる防災拠点の充実

【具体的な内容】

○大規模災害発生時に救出救護、復旧活動の拠点となる防災拠点の機能整理を実施する。

- ・災害発生時、復旧時に果たすべき役割を踏まえた防災拠点の機能整理、求められる機能に対応する現状施設の位置づけを行う。

○大規模災害時に紀伊半島全体の支援拠点としての機能を担う「大規模広域防災拠点」を整備する。

- ・南海トラフ巨大地震等の発生を想定し、大量の要員や物資を搬送できる輸送機の離発着が可能な2000mの滑走路を有する大規模広域防災拠点を紀伊半島の中央に位置する五條市に整備する。

6. ハード対策

【県の方針】

- ・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等を活用した計画的・重点的な防災対策を推進

【具体的な内容】

○「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の積極的な活用等による重点的なハード対策を推進する。

- ・河川、砂防、ため池等の防災のための重要インフラの機能強化等により、大規模な浸水・土砂災害・地震等による被害の防止・最小化等を図る。
- ・道路等の国民経済・生活を支える重要インフラの機能強化等により、命を守るための災害時の避難や救助、迅速な復旧・復興に不可欠な交通ネットワークを確保する。
- ・「奈良県平成緊急内水対策事業」として、市町村と連携し貯留施設等の整備をすすめ、内水被害の解消に積極的に取り組む。
- ・「奈良県土砂災害対策施設整備計画」を策定、「選択と集中」による計画的・重点的な施策を推進する。

7. 住宅・建築物の耐震化

【県の方針】

- ・地震発生時の住宅・建築物の被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを実現

【具体的な内容】

○災害対応の拠点等となる建築物（庁舎・避難所、病院等）の耐震化について、大地震時の倒壊等の防止にとどまらず、大地震後も機能継続できるための高い性能を確保することを目標とする。

- ・新規に建物を設計・建築する際は、災害リスクの低い場所を選定し、高齢者や障害者等の利用が想定される施設については、バリアフリーにも配慮する。
- ・既存建築物については、改修や増改築等により、可能な限り機能継続性を確保するとともに、当該建築物のみで十分な機能継続性が得られない場合において、代替的な方法を検討し機能継続を目指す。
- ・非構造部材の耐震設計については、大地震時における人命の安全確保及び二次被害の防止に加えて、施設の機能継続ができるように、耐震性に余裕を持った設計及び確実な施工を行う。

○大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図るとともに、耐震化を推進するなど、宅地の安全性対策を進める。

○大規模地震発生に備え、ブロック塀等の安全点検や危険性の周知、強い揺れの発生に備えた家具等の転倒・落下・移動対策の徹底等について、取組を強化する。

8. 南海トラフ

【県の方針】

- ・南海トラフ巨大地震発生に備えた命を守るための取組の着実な実施

【具体的な内容】

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒等）が発表された場合、後発地震に備えた対応を行う。

- ・県がとるべき行動や体制を事前に整理し、市町村や関係機関等と連携しつつ対応する。
- ・府県をまたいだ広範囲な被害が懸念されるため、国や関西広域連合の広域応援制度を活用した応援・受援対策を実施する。

○住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、県や市町村は必要な情報提供等によりその検討を促す。

- ・地震の発生について、確度の高い予測は不可能であるため、日頃から行政や住民一人ひとりが取るべき地震への備えを行う。
- ・強い揺れの発生に備えた家具等の固定（転倒防止、本や食器の飛び出し防止等）を徹底するよう呼びかけを行う。

○燃料備蓄の充実や確実な供給体制の確保を行う。

- ・重要施設（ライフライン等）や避難所となる施設（学校、医療施設等）について、石油やLPガスの燃料の自衛的な備蓄を促進する。
- ・燃料供給拠点へのアクセス道路について、必要な道路啓開を優先的に行うための体制を整備するなど、燃料輸送・供給体制の確保に努める。